

資料

計画策定組織

(1) 安来市介護保険運営協議会

安来市介護保険運営協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 21 日

告示第 35 号

(設置)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進並びに同法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターの適切な運営並びに同法第 42 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 7 項及び第 78 条の 4 第 6 項に規定する措置並びに社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 55 条の 2 第 6 項に規定する意見聴取を行うため、安来市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 安来市高齢者福祉計画及び安来市介護保険事業計画の策定に関する事。
- (2) 安来市介護保険事業計画の進行管理及び評価に関する事。
- (3) 介護保険事業における施策の実施に関する事。
- (4) 地域包括支援センターの運営及び事業評価に関する事。
- (5) 地域密着型サービス事業所の指定及び運営評価に関する事。
- (6) 社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画における地域公益事業に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者の代表者
- (2) 医療、保健及び福祉関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が認める者

3 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、その協議上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(安来市地域密着型サービス運営委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 安来市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年安来市告示第46号)

(2) 安来市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年安来市告示第57号)

附則(平成29年3月27日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

安来市介護保険運営協議会委員名簿

任期:令和4年6月1日から令和7年5月31日

	氏 名	所 属
介護保険の 被保険者の 代表者	清山 満智子	被保険者(安来地域)
	吉野 明美	被保険者(広瀬地域)
	八幡 治夫	被保険者(伯太地域)
医療、保健及び 福祉関係団体の 代表者 識見を有する者	小笹 邦雄	安来市社会福祉協議会 会長
	岡屋 榮六	安来市民生委員・児童委員協議会 会長
	竹内 俊介	松江保健所 所長
	杉原 整	安来市医師会 会長
	秀衡 泰子	安来市歯科医師会
	大嶋 恭史	島根県薬剤師会安来支部
	杉原 建	安来地域介護保険サービス事業者連絡会 会長
	宇山 広	安来地域介護支援専門員協会 会長
	山岡 英樹	安来市自治会代表者協議会 副会長
	嶋田 豊昭	安来市高齢者クラブ連合会 会長
堅田 知佐	大阪健康福祉短期大学地域総合介護福祉学科 学科長	

(敬称略)

順不同

計画策定経過

年月日		内 容
令和4年	12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
	12月	在宅介護実態調査の実施
令和5年	~3月	
	3月10日	令和4年度 第2回安来市介護保険運営協議会 1. 安来市地域包括支援センターについて 2. 安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 3. その他
	4月	介護従事者アンケート調査の実施
	6月	介護事業所アンケート調査の実施
	7月10日	令和5年度 第1回安来市介護保険運営協議会 1. 安来市地域包括支援センターについて 2. 安来市地域密着型サービスについて 3. 安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 4. その他
	11月13日	令和5年度 第2回安来市介護保険運営協議会 1. 安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について 2. 第9期計画における施設整備について 3. その他
	令和6年	1月15日
1月15日		市長答申

年月日		内 容
令和6年	2月10日 ～3月10日	パブリックコメントの実施
	3月22日	令和5年度 第4回安来市介護保険運営協議会 パブリックコメントの結果について



用語解説

【あ行】

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)

Advance Care Planning の略。将来の意思決定能力の低下に備えて、あらかじめ、本人と、本人が大切にしている方(家族等)や医療・介護従事者とが一緒になって、本人の終末期を含めた今後の医療や介護の方針を繰り返し話し合い、本人に代わって意思決定をする人やケア等の方針をあらかじめ決めておく取組のことです。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。

NPO

Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。

OJT

On-the-job training の略。実地訓練あるいは職場内訓練を意味する。職務を遂行しながら職場において実施する訓練で、実践的な知識や技術を体験的に習得できる利点がある。

【か行】

9060 問題

90 歳代など高齢の親がひきこもりの 60 歳代の子どもの面倒を見ることで、経済面や心身の健康面に影響が及ぶ状態を指します。

協議体

日常生活圏域ごとに設置され、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場のこと。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者が住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、行政・民間不動産関係団体・居住支援団体などが一体となって設立する協議会のこと。

居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの。安来市では令和 5 年 4 月に安来市社会福祉協議会が指定を受けています。

共生型サービス

介護保険サービスと障がい福祉サービスを同じ事業所で提供できるサービスで、2018年から運用されている制度です。

健康寿命

WHOが平成12年に提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。

【さ行】

指定管理者制度

市民の福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた制度。

市民後見人

一般市民の成年後見人のこと。

生活支援コーディネーター

関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等の調整を行う人。

【た行】

DX

Digital Transformation の略で、デジタル技術の活用を通して生活やビジネス等を変革することです。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

団塊ジュニア世代

昭和46年から49年に生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

地域の実態に応じ、個別課題解決に必要と思われる本人、家族、民生・児童委員、住民組織、専門多職種等で構成する会議を開催し、高齢者個人に対する自立支援の充実と同時に地域包括ケアシステムの体制整備を進めるための会議体。

地域包括ケアシステム

介護状態となっても、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで生きがいと尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、一体的に確保される体制であり、今日的な介護の基本理念となっている。

チームオレンジ

認知症サポーターなどで構成する支援チームが認知症の人やその家族を支援できるようにする仕組みのことです。

【な行】

認知症ケアパス

認知症の人や家族、市民に利用してもらえるよう、認知症が始まったときからその後の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか具体的に示したもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるための「認知症サポーター養成講座」を受講した人のこと。

認知症疾患医療センター

認知症に関する専門医療相談などを行う医療機関で、かかりつけ医や介護・福祉施設、地方自治体とも連携し、地域の中で認知症の方やその家族に、適切な専門医療を提供する役割を担っている。一定の要件を満たした医療機関が「認知症疾患医療センター」として認定され、安来市では、平成27年10月に地域型のセンターが安来第一病院に設置された。

認知症初期集中支援チーム

サポート医、看護師などの専門職から構成される。認知症が疑われる人や、認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的(概ね6か月)に実施する。

認定調査員

介護を必要とする高齢者に対して要介護認定の一次判定に向けた調査を行う職種。

【は行】

ハイリスクアプローチ

ある疾病や要介護状態を発生するリスクの高い者に予防策を講じることによって、その発生防止を目指すものです。

パブリックコメント

行政機関が政策等を策定する際にその案を広く市民に公表し、寄せられた意見等を考慮し最終的な意思決定を行うという一連の手続き。

フレイル

日本老年医学会が平成26年に提唱した概念で、「Frailty(虚弱)」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを示す。

ポピュレーションアプローチ

集団全体に予防介入を行うことを通じて、その集団全体におけるリスクのレベルを低下させ、集団全体での疾病予防・健康増進を図る組織的な取組のことです。

【や・ら・わ行】

ユニバーサルデザイン

すべての人が使いやすいように考慮してつくられた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。

予防給付

要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

介護保険サービス事業所一覧

令和5年12月現在

安来圏域

事業所名	住所	電話	① 居宅介護支援	② 訪問介護（ホームヘルプ）	③ 訪問リハビリ	④ 居宅療養管理指導	⑤ 訪問看護	⑥ 通所介護（デイサービス）	⑦ 通所リハビリ（デイケア）	⑧ 短期入所生活介護	⑨ 短期入所療養介護	⑩ 福祉用具貸与・販売	⑪ 小規模多機能型居宅介護	⑫ 認知症対応型共同生活介護	⑬ 地域密着型老人福祉施設（入所者生活介護）	⑭ 介護老人福祉施設	⑮ 介護老人保健施設	⑯ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑰ 介護医療院
安来市地域包括支援センター（やすぎサブセンター）	飯島町1240-13	27-7100	● 予防のみ																
グループホームかも	安来町641-1	27-7838											●						
レッツ倶楽部安来中央	安来町757-4	27-7373					●												
社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来町899-1	22-3411			●	●	●	●											
社会医療法人昌林会 介護老人保健施設 昌寿苑	安来町899-1	22-1234		● 介護のみ				●		●							●		
介護医療院 昌寿苑	安来町899-1	22-1234								●									●
社会医療法人昌林会 安来訪問看護ステーション	安来町899-1	22-2890					●												
社会医療法人昌林会 安来市在宅介護支援センター ケアプランやすぎ	安来町899-1	22-0500	●																
社会医療法人昌林会 ヘルパーステーションやすぎ	安来町899-1	23-2299		●															
社会医療法人昌林会 小規模多機能型居宅介護事業所 ことぶきの家	安来町899-1	22-1533											●						
社会医療法人昌林会 グループホームきららの家	安来町899-9	23-8060												●					
社会医療法人昌林会 グループホーム昌寿の家	安来町899-1	22-3401												●					
社会医療法人昌林会 グループホームやすらぎの家	安来町899-1	22-6666												●					
社会医療法人昌林会 デイサービスセンターフィットネス	安来町934-2	22-0067						●											
社会福祉法人せんだん会 デイサービスセンターほほえみの園	安来町960-1	23-2252						●											
社会福祉法人せんだん会 グループホームかがやきの園	安来町960-1	23-2252												●					
社会福祉法人せんだん会 特別養護老人ホームやすぎの郷	安来町970-1	23-0731								●					●	●			
社会福祉法人せんだん会 グループホーム絆	安来町970-1	23-0731												●					
有限会社 げんき堂	安来町1083	22-3652										●							
ケアマネジメント くるみ	飯島町1205-1	23-8230	●																
介護支援センター 和み館	飯島町189-1	21-0511						●											
有限会社 家具ランド タナカ	飯島町289-3	22-3848										●							
デイサービスふれあい	飯島町1205-1	23-8230						●											
ヘルパーステーションくるみ	飯島町1205-1	23-8230		●															
とも・らいふ	安来町1133-2	23-0014	●	●															
有限会社 ナカムラ	東赤江町331	22-0934										●							

事業所名	住所	電話	① 居宅介護支援	② 訪問介護（ホームヘルプ）	③ 訪問リハビリ	④ 居宅療養管理指導	⑤ 訪問看護	⑥ 通所介護（デイサービス）	⑦ 通所リハビリ（デイケア）	⑧ 短期入所生活介護	⑨ 短期入所療養介護	⑩ 福祉用具貸与・販売	⑪ 小規模多機能型居宅介護	⑫ 認知症対応型共同生活介護	⑬ 地域密着型老人福祉施設（入所者生活介護）	⑭ 介護老人福祉施設	⑮ 介護老人保健施設	⑯ 地域密着型特定施設入居者生活介護	⑰ 介護医療院
杉原クリニック	南十神町19-9	22-1222	●			●	●												
せせらぎの里デイサービスセンターよしだ	下吉田町286-1	27-0880						●											
訪問看護ステーションのぎ	実松町98-1	27-7000					●												
株式会社 はしまや	赤江町100-3	28-6600										●							
くにびき ケアサービス	荒島町1732-6	28-9898										●							
ソレイユグループホームあらしま	荒島町1734	28-6330											●						
ソレイユデイサービスセンターあらしま	荒島町1734	28-6330						●											
医療法人明誠会 白根医院	荒島町1817-1	28-7000			●	●	●		●										
介護医療院ライトピア	荒島町1817-1	28-7000								●									●
デイサービスセンター エスポワール	荒島町2177-14	28-9223											●						
グループホームバルツガーデン	荒島町2177-14	28-9222												● 介護のみ					
社会福祉法人せんだん会 ローズガーデン荒島	荒島町2177-14	28-6350																	●
しらすぎ苑在宅介護支援センター	古川町829-1	28-8580	●																
しらすぎ苑ホームヘルパーステーション	古川町829-1	28-6529		●															
しらすぎ苑ショートステイ	古川町829-1	28-9980							●										
特別養護老人ホーム しらすぎ苑	古川町829-1	28-6220															●		
しらすぎ苑デイサービスセンター	古川町835-1	28-6212						●											
しらすぎ苑 第2デイサービスセンター	古川町858-5	28-7222						●											

広瀬圏域

事業所名	住所	電話	① 居宅介護支援	② 訪問介護（ホームヘルプ）	③ 訪問リハビリ	④ 居宅療養管理指導	⑤ 訪問看護	⑥ 通所介護（デイサービス）	⑦ 通所リハビリ（デイケア）	⑧ 短期入所生活介護	⑨ 短期入所療養介護	⑩ 福祉用具貸与・販売	⑪ 小規模多機能型居宅介護	⑫ 認知症対応型共同生活介護	⑬ 地域密着型老人福祉施設 （入所者生活介護）	⑭ 介護老人福祉施設	⑮ 介護老人保健施設	⑯ 介護医療院
安来市地域包括支援センター	広瀬町広瀬754	32-9110	● 予貯のみ															
小規模多機能センターひだまりの里	広瀬町町帳80-3	32-3111											●					
株式会社広瀬介護サポートセンター	広瀬町広瀬814-2	32-9180	●															
有限会社 デイリー	広瀬町広瀬1875-1	32-4321										●						
在宅介護支援センターひろせ	広瀬町広瀬1911-1	32-9280	●															
太陽ヘルバーステーション	広瀬町広瀬1911-1	32-9260		●														
広瀬デイサービスセンター	広瀬町広瀬1911-1	32-9100						●										
安来市立病院	広瀬町広瀬1931	32-2121			●	●	●											
グループホーム なごみ	広瀬町広瀬117-3	32-4930												●				
特別養護老人ホーム 尼子苑	広瀬町下山佐330-2	32-9071								●						●		
太陽デイサービスセンター	広瀬町下山佐330-3	32-9050						●										
デイサービスかじかの郷	広瀬町宇波484-2	36-0577						●										
小規模多機能センターひだまりの里ふべ（休止中）	広瀬町布部202-1	36-9011											● 休止中					
比田デイサービスセンター	広瀬町西比田1445-6	34-0822						●										
デイサービスしなのめ	広瀬町東比田950-1	34-0533						●										
グループホーム 久遠の響	広瀬町西比田1497-1	34-0123														● 介護のみ		



伯太圏域

事業所名	住所	電話	① 居宅介護支援	② 訪問介護（ホームヘルプ）	③ 訪問リハビリ	④ 居宅療養管理指導	⑤ 訪問看護	⑥ 通所介護（デイサービス）	⑦ 通所リハビリ（デイケア）	⑧ 短期入所生活介護	⑨ 短期入所療養介護	⑩ 福祉用具貸与・販売	⑪ 小規模多機能型居宅介護	⑫ 認知症対応型共同生活介護	⑬ 地域密着型老人福祉施設 （地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護）	⑭ 介護老人福祉施設	⑮ 介護老人保健施設	⑯ 介護医療院
安来市地域包括支援センター（はくたサブセンター）	伯太町安田1687	37-1540	● 予防のみ															
いきいきの郷はくた	伯太町安田1687	37-1432	●															
社会福祉法人安来市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	伯太町安田1687	37-1432		●														
いきいきの郷はくた指定通所介護事業所	伯太町安田1687	37-1432						●										
安来市医師会訪問看護ステーション	伯太町安田1700	37-1447			●	●												
安来市医師会 介護計画センター	伯太町安田1700	37-1628	●															
介護医療院みずかぜ	伯太町安田1700	37-1512									●							●
介護医療院みずかぜ通所リハビリテーション	伯太町安田1700	37-1431							●									
介護老人保健施設コスモス苑	伯太町安田1700-2	37-1555			●						●						●	
特別養護老人ホーム 伯寿の郷	伯太町安田1705	37-1600								●					●	●		
ふるさと母里	伯太町東母里482-2	37-1800											●	●				

※このほか、健康保険法にもとづく保険医療機関の指定を受けた医療機関は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の指定事業者として、保険薬局の指定を受けた薬局は、居宅療養管理指導の指定事業者としてみなされます。詳しくは、医療機関、薬局にお問い合わせください。

第9期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：島根県 安来市

編集：安来市 健康福祉部 介護保険課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930 番地1
(安来市健康福祉センター2階)

TEL 0854-23-3290

ホームページ <https://www.city.yasugi.shimane.jp/>
